

東広島市農業委員会令和5年12月（第12回）総会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月26日(火) 午前10時00分から午前11時10分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 22人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	4	脇坂 俊之
5	台川 洋子	6	中務 秀子	7	古川 みどり
8	杉本 源藏	9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲
11	村上 義則	12	木原 省五	13	財満 俊子
14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣	17	土井 浩文
18	在間 輝昭	19	古本 啓之	20	橘川 一則
21	小倉 亜紗美	22	高木 昭夫	23	高橋 久雄
24	住井 正美				

- 4 欠席委員 1人

番号	氏名
3	岡土居 正弘

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 17番 土井 浩文 委員 18番 在間 輝昭 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第59号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見決定について(別紙1)

- 議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（別紙 2）
- 議案第 61 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について（別紙 3）
- 議案第 62 号 行政不服審査法第 29 条の規定に基づく審査請求に対する弁明書について
- 議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第 64 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 65 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 48 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 49 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 50 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 51 号 東広島市長からの農地の現況に関する照会に対する回答について
- 報告第 52 号 国税局からの農地の現況に関する照会に対する回答について
- 報告第 53 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
- 報告第 54 号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐	定 井 芳 紀
農地係係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主査	豊 田 宏
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	伊 藤 誠
豊栄支所地域振興課主任主事	岡 本 美由紀
河内支所産業建設課主査	木 村 ゆかり
安芸津支所産業建設課主査	瀧 敬 史 郎

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課担い手支援係主査	栗 原 大 輔
産業部農林水産課担い手支援係主任主事	小 田 祐 平

議 長	<p>これより12月総会を開催いたします。</p> <p>在任委員数23人中22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、17番土井委員、18番在間輝昭委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてでございますが、会期は令和5年12月26日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和5年12月26日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>初めに、議案第59号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。</p>
小 田 主 任 主 事	<p>それでは、議案第59号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明いたします。</p> <p>配付させていただいております議案第59号の別紙1をご覧ください。</p> <p>本案は、本年9月に受け付けいたしました農業振興地域の農用地区域からの除外申出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点につきまして概要をご説明いたします。</p> <p>議案の2ページをご覧ください。</p> <p>農用地区域からの除外についてでございます。</p> <p>本案におきましては、農業住宅や保育園建設などを目的とした9件の申出に基づき、14,742.3㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、庁内関係課及びJAなど関係機関と事前審査を行い、除外の可否の判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申出地における土地改良事業の有無は4ページに掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>その結果、一覧表にある9件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。</p> <p>続いて、5ページをご覧ください。</p> <p>農用地区域への編入についてでございます。</p> <p>本案においては、中山間地域等直接支払いに取り組むことを目的とした7件の申出に基づくもので、18,948㎡を編入しようとするものでございます。農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農振農用地とすべき要件を満たすことから、編入を認めたいと考えております。</p> <p>なお、今回の変更に際しては、用途区分変更の申出はございません。また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては9ページに掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、質疑を終わります。</p>

議 長	これより採決に入ります。 議案第59号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第59号は異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 次に、議案第60号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 なお、議案の説明の前に訂正がありますので、事務局の説明を求めます。
坂 見 主 任 主 事	すみません。正誤表、資料3、議案第60号のところ、それから議案第60号、別紙2をお願いいたします。別紙2の分厚い基盤法のものでございます。よろしいでしょうか。 正誤表にあります議案第60号で訂正箇所が別紙2の159ページになります。申請番号は、11-292でございます。 現在、終期が令和16年12月3日となっておりますが、正しくは令和16年12月31日でございます。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。 説明は以上です。
議 長	議案第60号について、この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。
栗 原 主 査	私から議案第60号「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 資料の別紙2をご覧ください。 今回、議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定に係るもので、貸借権設定は411件、総面積は1,310,357.47㎡となっております。 詳細につきましては、資料にてご確認をお願いいたします。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、12月27日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 この議案は、本日配付しております資料1の議案第60号関係の欄にありますように、古本委員、木原委員、脇坂委員、久保委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。 ここで委員の皆様にお諮りしたいと思います。 会議時間の短縮の観点から先に関係者分の議案を一括審議し、その後、関係者以外の議案を審議したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、関係者分について先に一括審議することとしますので、該当する委員におかれましては、審議の間、退席をお願いします。
	< 古本委員、木原委員、脇坂委員、久保委員、退室 >
議 長	それでは、議案第60号の事案のうち、関係者分についてご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第60号の事案のうち、関係者分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第60号の事案のうち、関係者分については決定いたします。 それでは、関係委員の方は入ってください。
	< 古本委員、木原委員、脇坂委員、久保委員、入室 >

議 長	<p>続きまして、議案第60号の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛成いただきました事案以外について、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第60号の事案のうち、関係者分以外について異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第60号は異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 次に、議案第61号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。 この案件も東広島市長から意見を求められているため、計画については農林水産課から説明をお願いします。</p>
栗原主査	<p>それでは、議案第61号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。 資料の別紙3をご覧ください。 今回、議案として提出しております農用地利用集積計画につきましては16件、面積は37,617㎡で、全て一括方式による利用権の設定に係るものでございます。 今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定いただきましたら、12月27日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。 議案第61号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第61号は異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 農林水産課の栗原さん、小田さん、ありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	<p>< 栗原主査、小田主任主事、退室 ></p>
議 長	<p>続きまして、議案第62号「行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する弁明書について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
松下係長	<p>議案の4ページをお願いいたします。 議案第62号「行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する弁明書について」でございます。 初めに、議案の訂正をお願いいたします。 訂正箇所は、資料3、正誤表の議案第62号の部分でございます。申し訳ありませんがよろしくお願いたします。 それでは、説明のほうをさせていただきます。 前回と同様でございますが、初めに審理手続の制度についてでございます。 農業委員会への審査請求は、許可の処分庁である農業委員会に対して行われ、審理手続についても審査庁として農業委員会で行うこととなっております。処分庁と審査</p>

松下係長	<p>庁が同じである点については、法制度上のものでございます。</p> <p>予定スケジュールといたしましては、本弁明書の議決をいただいた後、審査請求人へ送付する予定となっております。相手方からの反論書の提出期限は1月末を予定しております。その後、審査請求人から反論書が提出されましたら、2月総会で反論書、証拠書類等の審査を行い、3月総会で採決を行う予定でございます。</p> <p>それでは、議案第62号のほうに戻っていただき、引き続き説明をさせていただきます。</p> <p>本弁明書につきましては、10月以降、弁護士である本市の法務専門監へ法務相談の上、作成をしております。</p> <p>内容につきまして、第1で審査請求の趣旨に対する弁明、第2で農地法第5条の許可処分の内容とその処分が適正である理由、第3で許可の処分庁としての考え方の補足、第4で結論を記載しております。</p> <p>第1、審査請求の趣旨に対する弁明についてでございます。</p> <p>本審査請求について、処分庁としては本審査請求は却下ないし棄却されることが適当であると考えております。</p> <p>第2、処分内容及び理由等についてでございます。</p> <p>この度の処分については、令和5年3月17日に農地法第5条の許可を行っております。また当該農地につきましては、第2種農地であり、代替性がある場合を除き転用許可を認める農地でございます。</p> <p>1については、関係法令等の定め、本件処分に対する根拠法令等を記載しております。農地法関係事務処理要領に基づき、(1)は第2種農地の定義、(2)は許可方針について、それぞれ記載しております。</p> <p>2については、処分内容及び理由を記載しております。(1)については、この度の転用に係る5条申請があった事実を記載しております。(2)については、認定した事実を農地法第5条及び要領の審査基準に当てはめたところ、許可申請の認容要件に当てはまることを記載しております。(3)については、(1)、(2)を認定した事実及び当てはめにより、許可申請者に対して法第5条の許可処分を行ったことを記載しております。</p> <p>第3、処分庁からの補足についてでございます。</p> <p>1つ目は、審査請求人が主張する景観利益について、農地法の許可は農業政策の観点から行われるものであり、景観利益等の私的利益の保護の観点から許可を行うものではなく、審査請求人は行政不服審査法第2条にいう処分に不服ある者に該当しているものと考えられる。</p> <p>2つ目は、審査請求人が主張する農振法上の手続に際し、審査請求人の同意がないのにあるかのような記載が同手続の審査中に出されていたと審査請求人が主張されているが、本件記載がなされたのは、農振法上の手続においてであって、仮に本件記載が農振法上の手続において違法性を有するものであるとしても、その違法が本手続に引き継がれるものではないとの考えを記載しております。また、本件記載は、近隣住民の同意がある旨を記載内容とするものであるところ、農振法上の手続において近隣住民の同意が法律上の要件として必要とされているわけではなく、本件記載がなされたことにより農振法上の許可がなされたとの因果関係も認められないとの考えをお伝えしております。</p> <p>第4、結論についてでございます。</p> <p>本審査請求について、処分庁としては、本件処分に違法または不当な点はないことから、本件請求は却下ないし棄却されるべきであると考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p>

議 長	議案第62号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 < 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第62号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和田 主 査	<p>それでは、総会議案の7ページをご覧ください。 議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。</p> <p>今月は、27件の申請がありました。 申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳については13ページに記載のとおりでございます。</p> <p>それでは、8ページをお願いいたします。 申請番号250-1でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。譲渡人は高齢で耕作困難になったことから、知人である譲受人へ農地を譲渡することになったものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、251-2でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、252-3でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、253-4でございます。</p> <p>耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人は令和3年12月から使用貸借により申請地を耕作されています。この度、譲渡人から売却したいとの意向を受け、所有権移転をしようとするものでございます。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、254-5でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人はこの度、農地と併せて隣接する居宅を購入し、転居される予定となっております。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、255-6でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の自営業の方です。この度、高齢で耕作ができなくなった譲渡人より農地を譲り受け、果樹を栽培するため、本申請に至ったものです。受人は実家で果樹栽培の手伝いをしており、申請地では栗や柿、イチジクを作付する予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、256-7でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、257-8でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、258-9でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳で万年筆の作成及び販売を行っておられます。この度、農地と併せて隣接する空き家を購入し、居宅兼工房として整備し、移住される予定でございます。申請地では、柿やジャガイモなどを作付される予定で、近隣の知人より営農指導を受けられる予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、259-10でございます。</p>

和 田 主 査	<p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、260-11でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳で金属加工会社の役員をされています。この度、農地と併せて隣接する空き家を購入し、家族で移住されることとなりました。申請地では、自家消費用の粟や大麦などを作付される予定で、近隣の営農者より営農指導を受ける予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、261-12でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。この度、農地と併せて隣接する空き家を購入し、家族で移住されることとなりました。申請地では、自家消費用のピーマンやジャガイモなどを作付される予定で、インターネットや書籍などにより農業技術を習得される予定でございます。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、262-13でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。譲渡人は遠方に居住し、耕作ができないため、以前より譲受人が本申請地を借受け、営農を続けてこられました。申請地では、引き続き自家消費用のピーマンやジャガイモなどを作付される予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、263-14でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、264-15と265-16は関連しますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>営農型発電設備の設置のため、地上権を設定するものでございます。本申請は、国の通知において、営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法第269条の2第1項の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けることが必要であるとされているため、営農型発電設備の設置者である●●が区分地上権設定のために申請されたのでございます。</p> <p>本申請地は、令和5年10月総会において農地所有適格法人である●●が農地法第3条の使用貸借権を設定し、キクラゲを作付するものとして許可を得ておられます。当該地上権については、一時転用許可と同時に権利設定を行うものとされています。支柱に係る一時転用許可については、農地法第5条の規定による許可申請がされておりますので、詳細については議案第65号において説明させていただきます。</p> <p>なお、本件は農地法第3条第2項ただし書により農地法第3条の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>続いて、266-17から276-27は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。本件は、●●に本店を置く●●が農地を取得し、太陽光パネルの下部において神事などに使用するサカキの栽培をするものでございます。受人の労力総数は、役員を含めた従業員26名に加え、季節雇いで複数名雇用される予定でございます。本市においては現在、農地法第3条により33,197㎡の農地を取得しており、志和町を拠点として2名の従業員が常駐し、耕作に当たられる予定でございます。</p> <p>以上、27件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありました。</p> <p>なお、議案第63号の事案のうち、252-3については橘川委員が関係者となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することとしますので、橘川委員におかれましては、審議</p>

議 長	の間、退席をお願いいたします。
	< 橘川委員、退室 >
議 長	担当の委員から必要性があれば、補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、議案第63号のうち、関係者分についてご質問ご意見はないですか。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第63号の事案のうち、関係者分について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第63号の事案のうち、関係者分については許可することに決定いたします。 それでは、橘川委員、入ってください。
	< 橘川委員、入室 >
議 長	続きまして、議案第63号の事案のうち、先ほど許可することに決定しました事案以外についてご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第63号の事案のうち、関係者分以外について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第63号は許可することに決定をいたします。 次に、議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下係長	議案の14ページをお願いいたします。 議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 15ページをお願いいたします。 今月は5件の申請がございました。 申請番号40-1は、●●における墓地への転用事案でございます。 申請地は、●●の東約1.7kmに位置する第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を墓地として転用許可申請されたものでございます。 なお、こちらの申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなく墓地にされており、事後の申請となったことから、始末書を徴取しております。 続きまして、申請番号41-2でございます。 ●●における農業用倉庫への転用事案でございます。申請地は、●●の南約200mに位置する農振農用地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。現在の農業用倉庫が狭く作業に支障が出ているため、新たに農業用倉庫を建築するため、この度の転用許可申請をされるものでございます。本件は、農地法施行令第4条第1項第2号イ農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供する場合として農振農用地の不許可の例外に該当します。なお、農振農用地については除外見込みとなっております。 続きまして、申請番号42-3でございます。 ●●における農地改良（一時転用）事案でございます。申請地は、●●の南に位置する第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を畑として利用するため、転用許可申請をされたものでございます。なお、こちらの申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなく改良されており、事後の申請となったことから始末書を徴取しております。

松下係長	<p>続きまして、申請番号43-4でございます。</p> <p>●●における進入路への転用事案でございます。申請地は、●●の北東約1,850mに位置する第2種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を住宅の進入路として転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>続きまして、申請番号44-5でございます。</p> <p>●●における店舗及び駐車場、庭敷への転用事案でございます。申請地は、●●の西約880mに位置する第1種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人は、店舗及び駐車場、庭敷にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、申請地は過去に許可を得ることなく造成されており、始末書を徴取しております。なお、農振農用地については除外見込みとなっております。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、申請番号41-2及び44-5の転用につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分はいずれも意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員から必要があれば、補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第64号について、本日お配りしました広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 挙手多数 ></p>
議 長	<p>挙手多数、賛成多数ですので、議案第64号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田主査	<p>それでは、総会議案の17ページをご覧ください。</p> <p>議案第65号について説明いたします。</p> <p>初めに、申請の取下願が提出されましたので、申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。</p> <p>総会議案の21ページの申請番号289-12が、12月25日付で取下願が提出されました。つきまして、今月は16件の申請となりますので、総会議案及び資料2の一覧表の訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、278-1について説明をします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は●●に本店を置く売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものでござ</p>

豊田主査	<p>います。なお、農振農用地からは、令和5年11月24日付で除外済みとなっております。</p> <p>続いて、279-2から281-4は同一案件ですので、一括して説明をいたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。受人は●●において借家に居住されております。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。この度、実家近くに住宅を新築するため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続いて、282-5について説明をいたします。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置く不動産売買等を営む会社でございます。この度、本申請地に建売住宅を12棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続いて、283-6、284-7は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置く不動産売買等を営む会社でございます。この度、本申請地に建売住宅を4棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続いて、285-8について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南西に位置します第2種農地でございます。現在、従業員専用駐車場が不足していることと遠方に駐車場を設けている状況を解消するため、この度転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、286-9について説明をいたします。</p> <p>駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。この度、隣接する太陽光発電設備の保守時の駐車場とするため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、287-10について説明をいたします。</p> <p>資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置く自動車部品の加工等を営む会社でございます。この度、自動車部品生産数の増産に伴い、資材置場を拡張する必要があるため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、288-11について説明をいたします。</p> <p>店舗併用共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北に位置します第2種農地でございます。受人は●●において居住されている方でございます。この度、店舗併用共同住宅及び駐車場に転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続いて、290-13、291-14は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置します農用区域内農地でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業等を営む会社でございます。この度、本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後10年間一時転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることとして農用区域内農地の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>なお、下部の農地におきましては、●●がキクラゲの栽培を行う計画でございます。パネルの最低地上高は約1.0m、最高地上高は約1.6m及び2.1mとなっておりますが、パネル下部でキクラゲを効率的に栽培するために適した遮光率を保つことがで</p>
------	---

豊田 主査	<p>きる高さであり、キクラゲの菌床を覆うマルチも問題なく収まること、また●●が市内及び県外において営む営農型太陽光発電所の太陽光パネルの下部で行うキクラゲ栽培と同様の設計となっており、その実績等から見て効率的に栽培できると判断され、申請をされております。営農計画書での年間収穫量は10 a 当たり約200kgを見込んでおり、知見を有する者から本計画は地域の平均的単収と比較して8割以上の収量が確保されると意見が出されております。</p> <p>続いて、292-15について説明いたします。</p> <p>送電線張替に伴う防護足場及び資材置場への一時転用事案でございます。受人は、●●発注に係る新広島幹線電線張替工事及びこれに伴う除去工事を請け負っております企業共同体でございます。申請地は、●●の南西に位置します農用地区域内農地でございます。本申請地は、令和4年12月16日付で別の受人が農地法第5条の一時転用許可を得ている場所でございますが、今回申請されてます受人が引き続き送電線の張替工事を行うため、令和7年2月28日まで一時的に転用しようとするものでございます。申請地は、農地法施行令第11条第1項第1号の農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。</p> <p>続いて、293-16、294-17は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置く不動産売買等を営む会社でございます。この度、本申請地に建売住宅を15棟を建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、申請地のうち、294-17は渡人が過去に許可を得ることなく駐車場として利用していたため、始末書を徴取しております。</p> <p>以上、説明致しました16件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。</p> <p>なお、一体事業として30 a 以上の農地を転用する場合や農用地区域内農地における転用及び営農型太陽光の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付いたしました一覧表のうち、取下願が提出された289-12を除く287-10、290-13、291-14を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員より必要があれば、補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、ご質問、ご意見がございましたら、発言をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第65号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成です。議案第65号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定をいたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第48号から第54号について、事務局の説明を求めます。</p>
松下 係長	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第48号から第54号までは東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき</p>

<p>松 下 係 長</p>	<p>事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。</p> <p>1 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第48号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2 ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第49号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>4 ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は8件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>6 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第50号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>7 ページをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は25件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>報告第51号「東広島市長からの農地の現況に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>東広島市長からの農地の現況に関する照会は、今月分は1件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>報告第52号「国税局からの農地の現況に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>14ページをお願いいたします。</p> <p>国税局からの農地の現況に関する照会は、今月分は1件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>報告第53号「農地転用届出の受理について」でございます。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>農業用施設への転用届出は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>17ページをお願いいたします。</p> <p>報告第54号「農地改良届出の受理について」でございます。</p> <p>18ページをお願いいたします。</p> <p>農地改良届は、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、日程第5のその他に入ります。</p> <p>まず、私から会長の活動報告について報告いたします。</p> <p>本日配付しました会長活動状況になるので、それを。資料の4です。よろしく願います。</p> <p>まず、それでは私から会長活動状況報告をさせていただきます。</p> <p>11月30日と12月1日に東京で開催されました全国農業委員会会長代表者会議に出席をいたしました。</p> <p>まず、資料4のとおりで、農業委員会組織としましては、今後2年間で将来の地域</p>

議 長	<p>農業の指針となる地域計画策定のため、目標地図の素案づくりなど、農地利用最適化の取組を積極的に推進することになりました。そういう中で5月の全国大会に向かって農村整備の見直しを踏まえた要請を行ったところでありました。この大会は、令和4年度農業関係予算要求及び農地担い手関連施策の確立に当たり、食料、農業、農村政策の新たな展開、方向などを実現する観点から要請決議をしたところでございます。</p> <p>1つ目として食料の安定供給の確保など食料安全保障の強化、2つ目としまして農地政策の強化、3つ目といたしまして経営人材政策の強化、4つ目といたしまして農村政策等の強化でございます。</p> <p>3ページでございますが、両議院の県選出議員への要請活動を行いました。報告をさせていただきます。</p> <p>会長活動については以上でございます。</p> <p>それでは、会長活動の報告については以上とさせていただきます。</p> <p>ほかに何かございましたら、お願いをいたします。</p>
高木委員	<p>22番高木です。今の会長報告の中の②の一番下ですけど、農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直しと書いてありますけど、このことが私は理解できないんですけど、どういうことを要望されたのか、もっと詳しい話を教えていただければと思います。</p>
議 長	<p>②の先ほど言われた農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直しということですかね。具体的には、私も賛成することだったんですが、そういう意味で出したんで、全体的に県で。最終的には困った中でそういう、これは、要約したのですが、その中で意見を皆さん全会一致で要望したということなんですが、今回、そこが分かりません。</p>
高木委員	<p>22番高木ですが。最適化推進委員の設置というのは、そんなに昔じゃないと思うのです。せっかくそういうことで設置されて、なおかつ今の地域計画をつくったりするのに農業委員と最適化推進委員があって、協力しながら事業を進めているのですが、その中で突然に見直すということは、今の状況じゃないことにするというような、何が目的なのかさっぱり分からないということで、また後ほど詳しい内容が分かれば教えていただきたいと思います。</p> <p>それと、もう一点、前回の総会でもおっしゃってたことですが、太陽光発電の設置に係る東広島市としての条例というものを設置してはどうかということを農業委員会から働きかけてほしいといった話をさせていただいたと思いますが、その後の執行部とのやり取り等がもしあれば、どういう状況かというのを教えていただきたいと思います。</p>
尾崎局長	<p>前回の総会で高木委員の太陽光発電の取組につきまして、現在は県内各市もしくは県の方針等につきまして情報収集のほうを実施しているところでございます。県内の転用手续等について各市で独自のガイドラインを作成されている点も見受けられます。全県的な対応、また各市の事情等を1月に予定させていただいております行政視察等で皆様の意見をより一層醸成させていただきながら前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力のほうをよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにないですか。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、次回の総会について、木原会長職務代理者から報告をお願いいたします。</p>
木原職務代理者	<p>失礼します。次回は、来年1月31日午前10時から、場所は同じ3階の303会議室で予定をしております。ご出席のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>委員の皆様には、長時間にわたりご審議、誠にありがとうございました。</p> <p>以上で12月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 17番 土井 浩文 委員 18番 在間 輝昭 委員